西広場カラム６

通行人が交差する西広場において、6本の円柱を利用したシート広告展開。

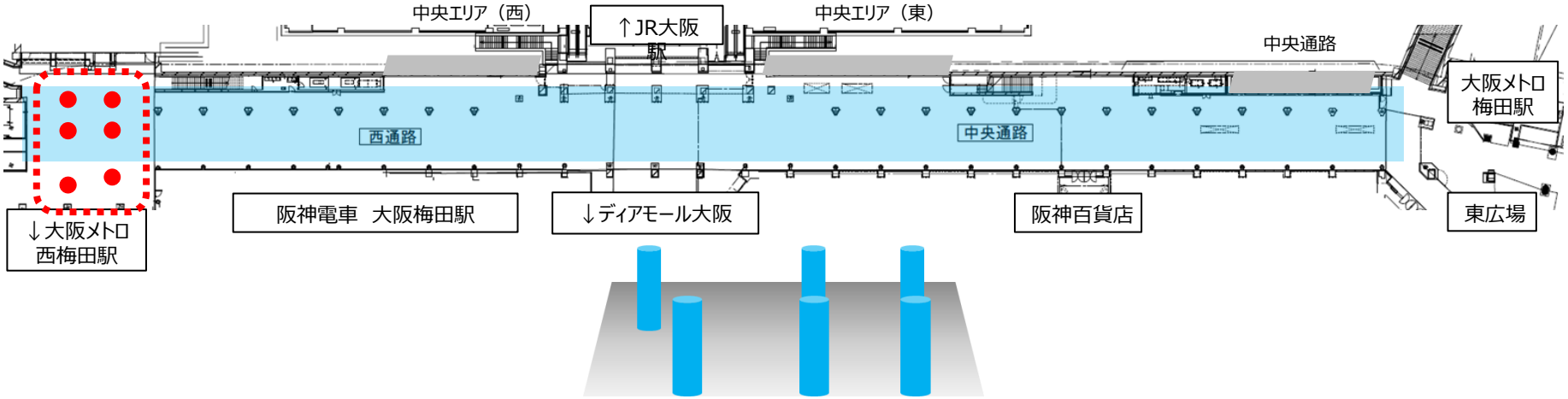

（単位：円、消費税別途）

媒体名	設置場所	掲出枚数	期間・開始曜日	広告料金	仕様	製作・取付・撤去費	備考
西広場カラム６	西広場	H2,250×W1,884（㎜） Φ600 ×6本	4週間 （月曜スタート）	1,500,000	シートタイプ	500,000	データ支給
			2週間 （月曜スタート）	900,000	シートタイプ	500,000	データ支給

※申込方法　6か月前第1営業日抽選、以後決定優先。

大阪駅前地下道　広告掲出審査基準、その他注意事項

お問い合わせは
こちらを
クリック

当該地下道の広告審査については、一般社団法人梅田１丁目エリアマネジメントが管轄する広告事業において、掲載する広告内容の審査基準について定めた**「大阪駅前地下道における広告掲載審査基準」**を基に審査を行います。
大阪市建設局道路部における広告掲載要領の基準に準じ、以下の業種規制がありますので、予めご了承をお願いします。

■規制業種

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種

（２）消費者金融業

（３）商品先物取引に関するもの

（４）たばこ（電子たばこを含む。）の製造及び販売に関するもの

（５）ギャンブルにかかるもの

①公営競技（競馬・競輪・競艇）については、射幸心を煽るような内容でなければ、この限りではない

②ＩＲ（統合型リゾート）の誘致に関連する告知は、この限りではない

（６）法律の定めのない医業類似行為を行うもの

（７）特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）に規定する訪問販売、通信販売（同法第30条に規定する通信販売協会に加入している者が行う場合を除く。）、電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引

（８）探偵業

（９）営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・中古品小売業

（１０）業界団体に加盟していない結婚相談所・交際紹介業

（１１）宗教宗派

布教宣伝を目的としない催事案内（初詣や十日戎、七五三等）、施設案内（寺社仏閣案内）については、この限りではない

（１２）その他、本エリマネ法人において不適当と認めたもの

■審査基準について

・事前審査について、広告主様の業種と審査用原稿の提出をお早めにお願いします。
・本エリマネ法人の事業上支障のあるもの、及び本エリマネ法人において不適当と認めたものは掲出できません。

■その他注意事項

・掲出期間中であっても、地下道の閉鎖、通行止め又はメンテナンス、その他、天災地変が発生した場合及び緊急事態その他やむを得ない事由が生じたときは、掲出を中止する場合があります。
この場合、掲出料金の減額・払い戻しは行わず、掲出中止期間相当分の代替掲出で補うことをもって正規掲出とさせていただきます。
・お申込み後の申込内容の変更は、原則として認めません。
・お申込み後の取消については、広告料金の全額を申し受けます。